



墨田

第 66 号

議会だより

発行 平成2年10月27日
発行所 墨田区議会事務局
〒130 墨田区横網一の6-1
電話 626-3151(大代表)
(11月5日以降5608-1111)



11月5日(月)オープン墨田区役所新庁舎(吾妻橋1-23-20)

平成2年 第3回定例会

第3回定例会 会議開会状況

第3回定例会に開かれた主な会議は次のとおりです。

次に、墨田区教育委員会委員の任期満了に伴い、後任に小宮正巳君を任命することに全会一致で同意しました。

新教育委員会全会一致で同意

続いて、平成元年度墨田区一般会計歳入歳出決算など決算報告三件は、委員二十名をもつて構成する決算特別委員会を設置するとともに、閉会中の継続審査とすることにしました。

定例会最終日、二十八日の本会議では、初日に各常任委員会に審査を付託した議案十三件は、すべて全会一致で委員会審査報告どおり決定しました。

また同様に、委員会で審査を終了した請願二件、陳情五件は起立表決の結果、賛成多数で委員会審査報告どおり決定しました。

決算特別委員会を設置

本会議初日の中日に行われた一般質問では、二名の議員が登壇し、「平成元年度決算と財政の長期的見通し」「住宅問題」「環境破壊の実態と区のまちづくり」などについて、区長及び教育長に質問しました。
(三面参照)

墨田区議会は、平成二年第三回定例会を九月十七日から九月二十八日まで、十二日間にわたって開きました。今定例会は、昭和二十二年から歴史をきさんできた議事堂における最後の本会議となり、区長から提出された、「墨田区一般会計補正予算」一件、新規条例「すみだリバーサイドホール条例」を含む条例八件、契約四件など、議案十三件を審査し、いずれも原案どおり可決したほか、「墨田区教育委員会委員会任命同意」議案一件を全会一致で同意し、現庁舎議事堂での歴史を閉じました。

一般質問

長期的視点に立ち財政の健全化に向け積極的に取り組む

区長答弁

長期的視点に立つた対応を

自 民 民 主 党

問 先般、平成元年度決算が報告されたが、わが国の経済が長期間にわたる好況を持続しているなかで、急速な高齢化社会の到来など新たな課題に的確に対応するため、区財政の硬直化を戒め、常に一定の行政水準を確保していく必要がある。

特に財政の役割として、今まで国家財政が景気の調整機能を果してきたが今や国家財政に匹敵する規模をもつ地方財政についても、その機能が期待されている。

区財政の運営にあたって、このような自覚に立った心構えが必要ではないか。

こうした諸情況を踏まえると、区財政の運営は、もっと広い視点、長期的視点に立つ必要があ

ると思うが、区長は区の財政的な各指標をどのように評価して運営にあたっているのか。

また、防災まちづくりや産業振興を重点に推進してきている当区の施策が、長期的にみて財政上どのような効果をもたらすと考えているか。

答 国、地方の財政支出は極めて多額となつており、わが国経済に与える影響も極めて大きくなっていることは指摘のとおりである。

したがつて、本区の予算編成にあたつては、国の地方財政計画や経済運営を十分に考慮している。さらにそのことを踏まえて予算を執行している。

また、各種財政指標については、総合的に判断して、成にあたつては、国の地方財政計画や経済運営を十分に考慮している。さらにそのことを踏まえて予算を執行している。



特別区制度の改革推進ポスター

財政環境は、税制改正や都区制度改革などの課題も多く、今後とも長期的視点から、財政の健全化に向けて積極的に取り組んでいきたい。

次に、防災・産業振興の重点施策の取り組みにあたっては、区民サービスの向上につながる形で積極的に推進してきた。これで財政上の効果として具体的に測ることは難しいが、区民税や出荷額などの傾向から判断して、区の産業振興施策も側面から効果があったと確信しているところである。

都区制度改革の積極的な展開を

ると考える」という項目が新たに盛り込まれたことなどに對しては一定の評価をしたい。

しかし、今後の問題として、きたる二十日に本答申がまとめられ、その後、国会において法改正への作業が始まることと思うが、その過程で、われわれの要望に沿うような法案化に向けて運動を展開していくはどうか。本答申を前にして、答えにくい点もあると思うが、このたびの第十二次地方制度調査会の「特別区制度の改革に関する答申」(案)についての考え方を伺いたい。

答 今回の答申案の最終報告が二十日に出される予定であるが、大方の見るところ、ごく一部の修正はあるものの概ね答申案の内容で固まる予想されている。

答 今回の答申案の最終報告が二十日に出される予定であるが、大方の見るところ、ごく一部の修正はあるものの概ね答申案の内容で固まる予想されている。

家賃差額補助制度等の導入を

特別区制度改革の目的は、昭和六十一年度に都区間で合意した「都区制度改革の基本的方向」に基づき、第一に特別区の基本的性格の改革、第二に事務権能の拡充、第三に財政自主権の拡充であったが、答申案では一部についてあいまいな点や、やや

不満足な点もあるが、答申案全体から見ると、都の内部団体と

いう性格からは脱却し、憲法上の地方公共団体に大きく近づくなど大部分の目的は達成できるものと考えている。

今後、調査会の最終答申が出された後は、改革の実現に向けて、国等へ区の意向をなお強く働きかけていく一方、都区間の具体的な調整を積極的に進めていきたい。

まちづくりの推進を

日本共産党

特別区制度改革の目的は、昭和六十一年度に都区間で合意した「都区制度改革の基本的方向」に基づき、第一に特別区の基本的性格の改革、第二に事務権能の拡充、第三に財政自主権の拡充であったが、答申案では一部についてあいまいな点や、やや

不満足な点もあるが、答申案全体から見ると、都の内部団体と

がある。また、各種サービスの存在を知らない人も大勢いると聞く。そこで、手続き等の簡素化、PRの充実を推進すべきではないか。

また、一定年齢に達したお年

ユーターを活用して、各個人の状況を掌握してはどうか。これにより、それぞれに合った福祉

サービスを提供し、効率的な行政の推進を図れないか。

次に、政府の「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を受けて、区として高齢者福祉にどういう構想や計画があるのか。

答 福祉サービスに限らず、区の執行にあたつては、区民本位の考え方で立つて実施している。福祉サービスの手続きは、どのようにして簡素化を図るべきか、また、事前登録制の問題を含め検討しているので、時間をいただきたい。また、各種事業のPRは重要であり、区のお知らせ等で、PRを徹底したい。

区の高齢者福祉施策の推進においては、在宅サービスセンターや高齢者向け住宅の整備などを進め、在宅サービスの充実に向けて、その実現に努めている。

さらに、国、都の計画を受けべき区として、総合的な福祉推進計画を早急に策定したい。

住民参加で

高齢者サービスを

集会所につどうお年寄り

問 東京一極集中による深刻な都市問題を区長はどう認識し、打開していくの

か。土地の高度利用を促進し、区民に負担を強いいるまちづくりから、区が率先して問題の解決をめざす方針に転換すべきではないか。

答 錦糸町駅北口再開発では、区長が行政の監督権を持ちながら、再開発組合の理事長に就任したのはなぜか。

また、借家権利者の権利も保護すべきではないか。

次にこの再開発地域に地

域冷暖房システムを導入すると問題の解消をめざす方針に転換すべきではないか。

答 錦糸町駅北口再開発では、区長が行政の監督権を持ちながら、再開発組合の理事長に就任したのはなぜか。

また、借家権利者の権利も保護すべきではないか。

また、一定年齢に達したお年

ユーターを活用して、各個人の状況を掌握してはどうか。これにより、それぞれに合った福祉

サービスを提供し、効率的な行政の推進を図れないか。

答 福祉サービスに限らず、区の執行にあたつては、区民本位の考え方で立つて実施している。福祉サービスの手続きは、どのようにして簡素化を図るべきか、また、事前登録制の問題を含め検討しているので、時間をいただきたい。また、各種事業のPRは重要であり、区のお知らせ等で、PRを徹底したい。

区の高齢者福祉施策の推進においては、在宅サービスセンターや高齢者向け住宅の整備などを進め、在宅サービスの充実に向けて、その実現に努めている。

さらに、国、都の計画を受けべき区として、総合的な福祉推進計画を早急に策定したい。

まちづくりの推進を

日本共産党

特別区制度改革の目的は、昭和六十一年度に都区間で合意した「都区制度改革の基本的方向」に基づき、第一に特別区の基本的性格の改革、第二に事務権能の拡充、第三に財政自主権の拡充であったが、答申案では一部についてあいまいな点や、やや

不満足な点もあるが、答申案全体から見ると、都の内部団体と

がある。また、各種サービスの存在を知らない人も大勢いると聞く。そこで、手続き等の簡素化、PRの充実を推進すべきではないか。

また、一定年齢に達したお年

ユーターを活用して、各個人の状況を掌握してはどうか。これにより、それぞれに合った福祉

サービスを提供し、効率的な行政の推進を図れないか。

答 福祉サービスに限らず、区の執行にあたつては、区民本位の考え方で立つて実施している。福祉サービスの手続きは、どのようにして簡素化を図るべきか、また、事前登録制の問題を含め検討しているので、時間をいただきたい。また、各種事業のPRは重要であり、区のお知らせ等で、PRを徹底したい。

区の高齢者福祉施策の推進においては、在宅サービスセンターや高齢者向け住宅の整備などを進め、在宅サービスの充実に向けて、その実現に努めている。

さらに、国、都の計画を受けべき区として、総合的な福祉推進計画を早急に策定したい。

まちづくりの推進を

日本共産党

特別区制度改革の目的は、昭和六十一年度に都区間で合意した「都区制度改革の基本的方向」に基づき、第一に特別区の基本的性格の改革、第二に事務権能の拡充、第三に財政自主権の拡充であったが、答申案では一部についてあいまいな点や、やや

不満足な点もあるが、答申案全体から見ると、都の内部団体と

がある。また、各種サービスの存在を知らない人も大勢いると聞く。そこで、手続き等の簡素化、PRの充実を推進すべきではないか。

また、一定年齢に達したお年

ユーターを活用して、各個人の状況を掌握してはどうか。これにより、それぞれに合った福祉

サービスを提供し、効率的な行政の推進を図れないか。

答 福祉サービスに限らず、区の執行にあたつては、区民本位の考え方で立つて実施している。福祉サービスの手続きは、どのようにして簡素化を図るべきか、また、事前登録制の問題を含め検討しているので、時間をいただきたい。また、各種事業のPRは重要であり、区のお知らせ等で、PRを徹底したい。

区の高齢者福祉施策の推進においては、在宅サービスセンターや高齢者向け住宅の整備などを進め、在宅サービスの充実に向けて、その実現に努めている。

さらに、国、都の計画を受けべき区として、総合的な福祉推進計画を早急に策定したい。

まちづくりの推進を

日本共産党

特別区制度改革の目的は、昭和六十一年度に都区間で合意した「都区制度改革の基本的方向」に基づき、第一に特別区の基本的性格の改革、第二に事務権能の拡充、第三に財政自主権の拡充であったが、答申案では一部についてあいまいな点や、やや

不満足な点もあるが、答申案全体から見ると、都の内部団体と

がある。また、各種サービスの存在を知らない人も大勢いると聞く。そこで、手続き等の簡素化、PRの充実を推進すべきではないか。

また、一定年齢に達したお年

ユーターを活用して、各個人の状況を掌握してはどうか。これにより、それぞれに合った福祉

サービスを提供し、効率的な行政の推進を図れないか。

答 福祉サービスに限らず、区の執行にあたつては、区民本位の考え方で立つて実施している。福祉サービスの手続きは、どのようにして簡素化を図るべきか、また、事前登録制の問題を含め検討しているので、時間をいただきたい。また、各種事業のPRは重要であり、区のお知らせ等で、PRを徹底したい。

区の高齢者福祉施策の推進においては、在宅サービスセンターや高齢者向け住宅の整備などを進め、在宅サービスの充実に向けて、その実現に努めている。

さらに、国、都の計画を受けべき区として、総合的な福祉推進計画を早急に策定したい。

まちづくりの推進を

日本共産党

特別区制度改革の目的は、昭和六十一年度に都区間で合意した「都区制度改革の基本的方向」に基づき、第一に特別区の基本的性格の改革、第二に事務権能の拡充、第三に財政自主権の拡充であったが、答申案では一部についてあいまいな点や、やや

不満足な点もあるが、答申案全体から見ると、都の内部団体と

がある。また、各種サービスの存在を知らない人も大勢いると聞く。そこで、手続き等の簡素化、PRの充実を推進すべきではないか。

また、一定年齢に達したお年

ユーターを活用して、各個人の状況を掌握してはどうか。これにより、それぞれに合った福祉

サービスを提供し、効率的な行政の推進を図れないか。

答 福祉サービスに限らず、区の執行にあたつては、区民本位の考え方で立つて実施している。福祉サービスの手続きは、どのようにして簡素化を図るべきか、また、事前登録制の問題を含め検討しているので、時間をいただきたい。また、各種事業のPRは重要であり、区のお知らせ等で、PRを徹底したい。

区の高齢者福祉施策の推進においては、在宅サービスセンターや高齢者向け住宅の整備などを進め、在宅サービスの充実に向けて、その実現に努めている。

さらに、国、都の計画を受けべき区として、総合的な福祉推進計画を早急に策定したい。

まちづくりの推進を

日本共産党

特別区制度改革の目的は、昭和六十一年度に都区間で合意した「都区制度改革の基本的方向」に基づき、第一に特別区の基本的性格の改革、第二に事務権能の拡充、第三に財政自主権の拡充であったが、答申案では一部についてあいまいな点や、やや

不満足な点もあるが、答申案全体から見ると、都の内部団体と

がある。また、各種サービスの存在を知らない人も大勢いると聞く。そこで、手続き等の簡素化、PRの充実を推進すべきではないか。

また、一定年齢に達したお年

ユーターを活用して、各個人の状況を掌握してはどうか。これにより、それぞれに合った福祉

サービスを提供し、効率的な行政の推進を図れないか。

答 福祉サービスに限らず、区の執行にあたつては、区民本位の考え方で立つて実施している。福祉サービスの手続きは、どのようにして簡素化を図るべきか、また、事前登録制の問題を含め検討しているので、時間をいただきたい。また、各種事業のPRは重要であり、区のお知らせ等で、PRを徹底したい。

区の高齢者福祉施策の推進においては、在宅サービスセンターや高齢者向け住宅の整備などを進め、在宅サービスの充実に向けて、その実現に努めている。

さらに、国、都の計画を受けべき区として、

